

公益財団法人岩手県学校給食会が行う 学校給食充実向上・食育推進支援事業補助金交付等の 申請者の公募について

令和6年度も引き続き標記事業を実施しておりますので、ご希望の方は次により応募してください。

1 趣旨

本会は、学校給食関係団体が行う学校給食の充実向上とそれを通じた食育の推進を支援するため、予算の範囲内で広く補助金の交付又は給食食材の無償給付（補助金交付等）を実施しております。

2 補助金交付等対象者

本会の補助金交付等対象者は、学校給食に関係する学校長、学校給食センター所長、栄養士、調理師の団体、PTA及び児童生徒の保護者の集まり等で、1の趣旨に従って学校給食の充実向上と食育推進のための活動をするものであり、営利活動等、学校給食に関する活動として相応しくない活動をするものでないものです。

3 補助金交付等対象事業、補助金交付等対象経費等及び補助金額等

(1) 補助金交付等対象事業

補助金交付等対象事業は、学校給食の運営改善等に関する調査研究や学校給食に関する研修会の開催等の事業です。（本会が経費の全部又は一部を負担して主催又は共催するものは除きます。）

(2) 補助金交付等対象経費等

補助金交付等対象経費等は、次の2種類です。

ア 補助金交付

事業費のうち、補助金交付対象事業に該当する経費

イ 給食食材の無償給付

事業に使用する給食食材のうち、無償給付対象事業に使用する食材

(3) 補助金額等

ア 補助金交付

事業費が30万円以上の場合に30万円を限度に、予算の範囲内で補助等

イ 給食食材の無償給付

研修会・講習会等の開催につき、給食食材の供給価格の5万円相当分等

4 応募手続（補助金交付等申請）

補助金交付等への応募を希望する者は学校給食充実向上・食育推進支援事業補助金交付等申請書に事業に係る事業計画書を添付して、事業開催日の1か月前までに本会の会長あて提出してください。

5 応募期間（補助金交付等申請期間）等

- (1) 応募期間は、事業の年度内完了及び事務手続等の関係から、毎年4月1日から翌年1月末日までとします。ただし、翌年度の4月に開催する事業については、前年度の3月から申請手続を開始することができます。
- (2) 応募は、原則として、毎年度、1団体 1回とします。
- (3) 応募多数で毎年度の予算の範囲を超えるときは、原則、先着順で別掲「公益財団法人岩手県学校給食会学校給食充実向上・食育推進支援事業補助金交付等要領」に定める補助交付等要件に該当する団体から選定し、予算の範囲内で打ち切りとさせていただきますので、予めご容赦のほどお願いいたします。

6 応募手続（補助金交付等申請手続）等の詳細

別掲「公益財団法人岩手県学校給食会学校給食充実向上・食育推進支援事業補助金交付等要領」をご覧ください。

7 問合せ先

公益財団法人岩手県学校給食会 事務局長 竹内

電話番号 : 019-638-9429

ファックス : 019-638-9471

E-mail : igk@soleil.ocn.ne.jp

<https://www.igk.or.jp>